

ご存知ですか？「通級による指導（通級指導）」

～特別な教育的支援を必要とする子どもたちへのきめ細かな指導・支援のために～

「通級による指導」とは、通常の学級に在籍する障害のある児童生徒が、大部分の授業を在籍する通常の学級で受けながら、一部特別な指導を特別な場で受ける教育の形態です。

「通級による指導」を「通級指導」、特別な指導を行う場のことを「通級指導教室」と呼ぶことがあります。



対象となる児童生徒は

通常の学級に在籍し、障害（※1）による学習上または生活上の困難の改善・克服を目的とする指導が必要とされる児童生徒が対象となります。

（※1）通級による指導の対象となる障害

言語障害 自閉症 情緒障害
弱視 難聴 LD（学習障害）
ADHD（注意欠陥多動性障害）
肢体不自由 病弱及び身体虚弱

具体的には…

ことば（発音・話し方など）につまずきがある。

コミュニケーションにつまずきがある。

「読み」「書き」「計算」などの特定の分野につまずきがあったり、強い苦手意識があったりする。



特別支援学級や特別支援学校に在籍する児童生徒は、「通級による指導」の対象にはなりません。



学習する内容は

一人ひとりの障害の状態等に応じ、障害による学習上または生活上の困難を改善・克服するため、特別支援学校における自立活動（※2）に相当する内容の学習を行います。

（※2）自立活動の指導

特別支援学校では、個々の児童生徒の障害の状態や発達の段階等に応じて、以下の6区分から必要となる内容を相互に関連付け、自立活動の指導内容を設定しています。

- | | | |
|---------|----------|-------------|
| 1 健康の保持 | 2 心理的な安定 | 3 人間関係の形成 |
| 4 環境の把握 | 5 身体の動き | 6 コミュニケーション |

例えば…

- ◎発音の仕方や聞き取りを学ぶ学習
- ◎自分の感情をコントロールする方法を学ぶ学習
- ◎人との上手な付き合い方を学ぶ学習
- ◎勉強の取り組み方についての学習
- ◎苦手分野を克服したり、得意分野を伸ばしたりする学習 など



- ・「通級による指導」は、自立活動に相当する指導の一環として実施します。
- ・単なる学習内容の遅れを取り戻すための指導ではありません。
- ・特に必要がある場合に、障害の状態に応じて、各教科の内容を取り扱いながら行うことがあります。
※「通級による指導」においては、在籍する学級の担任と、通級指導教室担当者が協力して「個別の指導計画」を作成し、一人ひとりの教育的ニーズに応じた指導を行います。



- 障害のある者と障害のない者が共に学ぶ仕組みである「インクルーシブ教育システム」の実現には、「通常の学級」、「通級による指導」、「特別支援学級」、「特別支援学校」といった、連続性のある「多様な学びの場」を用意しておくことが必要であるといわれています。
- 通常の学級での学習におおむね参加することを前提として、対象となる児童生徒が自立や社会参加をしていく上で必要となる、障害による困難の改善・克服をめざす「通級による指導」は、「インクルーシブ教育システム」の理念に沿うものであると考えられています。

「通級による指導」を受ける際の形態は

「通級による指導」の実施形態として、3つのパターンが考えられます。

①自校通級

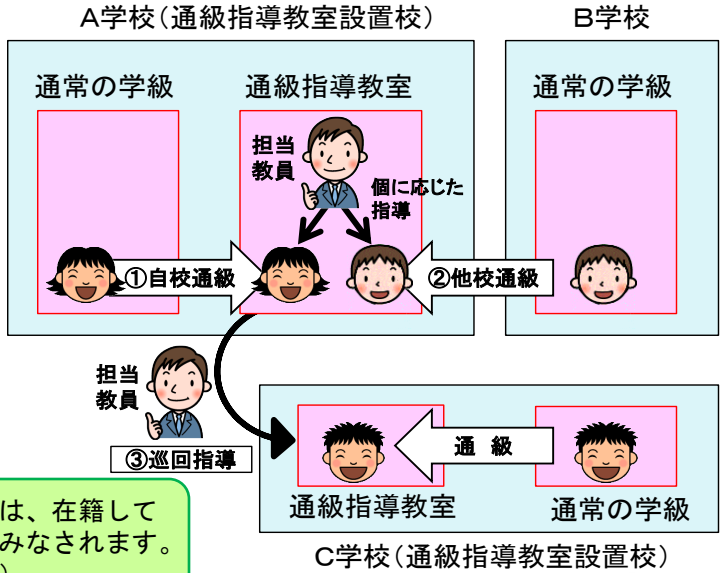
児童生徒が在籍する学校において「通級による指導」を受ける。

②他校通級

児童生徒が在籍する学校から、「通級による指導」を実施している学校に通い、指導を受ける。

③巡回指導

「通級による指導」担当教員が、対象となる児童生徒が在籍する学校に出向き、指導を行う。



「通級による指導」の時間は、在籍している学級での授業時間としてみなされます。(欠席扱いとはなりません。)

他校通級の場合、通級途中の事故防止のため、保護者の付き添いをお願いすることがあります(付き添いを原則としている通級指導教室もあります)。



「通級による指導」開始までの流れは

「通級による指導」を実施する学校を例に一般的な流れを紹介します。

①学校説明会等における説明

児童生徒や保護者に対して「通級による指導」の目的・内容等を説明

②児童生徒の障害の状態や困難の状況等の把握

進学前の学校からの引継ぎ、行動場面の観察、教育相談等を実施

③児童生徒と保護者への説明と相談

詳細な個別相談を行い、実施の判断についての手続等を説明

④校内委員会等における検討

校長のリーダーシップのもと、校内コーディネーターが主導し検討

⑤教育委員会や関係機関等との相談

総合的な判断のため、必要に応じて市町教育支援委員会や相談機関等を活用

⑥児童生徒や保護者との合意形成

指導を受けることの意向を確認後、指導内容・方法、指導時間・回数等を決定

指導時間・指導回数は

指導時間や指導回数は、それぞれの児童生徒に応じて異なります。

児童生徒一人につき、おおむね月1単位時間から週8単位時間、授業時間帯や放課後に、個別または小集団で指導を受けます。



「通級による指導」に決められた期間はありません。主に課題となっている学習上または生活上の困難が改善・軽減されれば終了となります。

このリーフレットは、県民の皆様「通級による指導」の概要を理解していただくために作成しました。

「通級による指導」が対象とする障害、指導の実施形態、指導を受けることのできる内容や回数等は、設置されている通級指導教室で異なります。

詳しくは在籍している学校か通級指導教室設置校、市町教育委員会にご相談ください。

山口県教育庁特別支援教育推進室

〒753-8501 山口市滝町1-1

TEL 083-933-4615 FAX 083-933-4619